

## 国の審議会等委員への女性の参画の拡大について（案）

平成 18 年 3 月  
男女共同参画会議  
基本問題専門調査会

国の審議会等委員への女性の参画の促進は、政策・方針決定過程への女性の参画の先導的取組として、昭和 52 年以降累次にわたり具体的な目標を設定し、取組が進められてきた。平成 12 年には平成 17 年度末までのできるだけ早い時期に 30 % を達成するという目標を決定したが、平成 17 年 9 月末現在で 30.9 % となり、目標を達成した。

本専門調査会では、昨年 10 月以降、新たな目標設定について調査検討を行ってきたところであるが、今回、以下のとおり考え方を整理した。昨年末に閣議決定された男女共同参画基本計画（第 2 次）においても、「国の審議会等委員への女性の参画の拡大について、新たな目標設定を検討する。」とされており、政府において、本専門調査会の考え方を踏まえ、早期に新たな目標を決定することを期待する。

### 1. 国の審議会等委員への女性の参画の拡大についての基本的考え方

- 行政への国民参加の確保等の観点から、国の審議会等は、国民の意見を的確に反映できるような委員構成である必要がある。そのためには、人口の半分を占める女性が委員として参加する割合をさらに向上させ、男女の人数をなるべく均衡させることが望ましい。
- 行政は、男女共同参画の促進を率先することにより他の分野における参画を牽引していくことが求められている。諸外国政府においても、高い目標を掲げて取り組んでいる国が多くみられることから、我が国政府もさらなる取組を進める必要がある。
- 女性委員の割合向上を通じ、多様な人材が参加することで、より広い視点からの議論が可能となる。

### 2. 審議会等委員

- 審議会等の委員については、平成 32 （西暦 2020 ）年頃までに、政府全体として、男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の 10 分の 4 未満とならない状態を達成するよう努めるべきである。
- 計画的に取組を進めるため、当面の目標として、平成 22 （西暦 2010 ）年度末までに、女性委員の数が委員の総数の 33.3 % となるよう努めるべきである。

### **3. 臨時委員、特別委員及び専門委員**

- 男女共同参画基本計画（第2次）において、社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%になるよう期待して取組を進めることとされた。政府はこれに率先して取り組む必要があり、臨時委員、特別委員及び専門委員についても、平成32（西暦2020）年頃までのできるだけ早い時期に、女性委員の数が委員の総数の30%となるよう努めるべきである。
- 計画的に取組を進めるため、当面の目標として、平成22（西暦2010）年度末までに、女性委員の数が委員の総数の20%となるよう努めるべきである。

### **4. 人材の育成・発掘のための取組**

- 団体推薦委員については、関係団体に対し、委員の推薦に当たって格段の協力を要請する必要がある。職務指定委員については、これらの必然性について検討し、可能なものについては柔軟な対応を図る必要がある。
- 委員の人選に当たっては、公募等を活用し、所属や肩書きにとらわれず、幅広い人材登用に努める必要がある。
- 内閣府において、女性の人材に関する効果的な情報提供が可能となるよう検討を進める必要がある。